

議員提出議案第 10 号

立川市学校給食費補助金交付条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 9 月 5 日

提出者 立川市議会議員 浅川修一
大沢豊
上條彰一
中町聰
永元須摩子
若木早苗

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条の規定による。

立川市学校給食費補助金交付条例

(目的)

第1条 この条例は、立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号）別表に定める市立学校（以下「市立学校」という。）における学校給食費（以下「給食費」という。）について、保護者負担の軽減を図ることを目的とする。

(補助金の対象者)

第2条 補助金を交付する対象者は、市立学校に在籍する児童又は生徒の給食費を負担する保護者とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げるとおりする。

- (1) 小学校 月額400円
- (2) 中学校 1食当たり13円

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 前条の規定による申請があったときは、審査のうえ可否を決定し、規則で定めるところにより通知するものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第6条 補助金の申請をした者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。